

母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表

～詳しくは、お住まいの区の子ども家庭支援課までご相談ください～

資金名	対象 (※1)	内容 (審査により、貸し付けできない場合があります。)	貸付限度額 (限度額まで貸し付けできるとは限りません。)	利子
修学資金	児童 子	高等学校・大学等で修学するために必要な授業料、施設費、教材費等の資金	月額18,000円～122,000円 学校種別・学年別限度額が異なります。(※2)	なし
就学支度資金	児童 子	高等学校・大学等及び修業施設の入学金等、入学にあたって必要な資金(小・中学校は経済的に困窮する場合のみ)	64,300円～ 590,000円 学校等の種別で限度額が異なります。	なし
修業資金	児童 子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金(5年をこえない期間)	月額68,000円 運転免許460,000円	なし
技能習得資金	母 父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能の資格取得に必要な資金(5年を超えない期間)	月額68,000円 運転免許460,000円	(※4)
就職支度資金	母 父 児童 寡婦	ア 就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金 イ 通勤に要する自動車購入資金	ア 100,000円 イ 330,000円	(※4)
事業開始資金	母 父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金(株式会社、有限会社等の法人は不可)	2,930,000円	(※4)
事業継続資金	母 父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等の購入資金	1,470,000円	(※4)
転宅資金 (※3)	母 父 寡婦	住居を移転するために必要な、住宅の賃借等に際し必要な資金	260,000円	(※4)
住宅資金 (※3)	母 父 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金(特別貸付は被災時のみ)	1,500,000円 (特別2,000,000円)	(※4)
医療介護資金	母 父 児童 寡婦	保険診療・介護保険の自己負担及び通院に要する交通費等に必要な資金(期間1年以内の場合のみ)(特別貸付は生活が経済的に困窮する場合)	医療340,000円 (特別480,000円) 介護500,000円	(※4)
生活資金	母 父 寡婦 母 父 母 父 寡婦	ア 技能習得期間中又は医療介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金 イ 母子家庭及び父子家庭になって7年未満の者の生活の安定をはかるための資金 ウ 失業期間の生活の安定及び再就職活動にあてるための資金	月額105,000円 (技能習得中141,000円) 生計中心者でない場合 月額70,000円	(※4)
結婚資金	児童 子	子の婚姻に際し必要な挙式等の資金	300,000円	(※4)

※1 児童:20歳未満の子。子:扶養されている20歳以上の子。寡婦:かつて母子家庭の母だった方。

※2 修学資金について、特に必要と認められる場合に限り、特別分限度額での貸付制度があります。

※3 転宅資金・住宅資金について、緊急性が認められない場合は貸し付けできません。

※4 連帯保証人を立てることにより無利子としています(原則、連帯保証人を立てての申請になります。)